

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	九州財務局長	
【提出日】	平成25年8月27日	
【会社名】	株式会社タイセイ	
【英訳名】	TAISEI CO.,LTD	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 成一	
【本店の所在の場所】	大分県津久見市大字上青江4478番地8	
【電話番号】	0972-85-0117	
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 野村 弘	
【最寄りの連絡場所】	大分県津久見市大字上青江4478番地8	
【電話番号】	0972-85-0117	
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 野村 弘	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集	537,648,000円
	引受人の買取引受けによる売出し	132,269,200円
	オーバーアロットメントによる売出し	104,870,580円
	<p>（注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年8月16日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年8月16日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	
【安定操作に関する事項】	<p>1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、証券会員制法人福岡証券取引所であります。</p>	
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

- (注) 1. 平成25年8月27日(火)開催の取締役会決議によります。
2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である東洋証券株式会社が当社株主から111,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
3. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年9月4日(水)から平成25年9月6日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	600,000株	537,648,000	268,824,000
計(総発行株式)	600,000株	537,648,000	268,824,000

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年8月16日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自平成25年9月9日(月) 至平成25年9月10日(火) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年9月13日(金)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年9月4日(水)から平成25年9月6日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう、以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.taisei-wellnet.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年9月3日(火)から平成25年9月6日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年9月4日(水)から平成25年9月6日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年9月4日(水)の場合、申込期間は「自平成25年9月5日(木)至平成25年9月6日(金)」

発行価格等決定日が平成25年9月5日(木)の場合、申込期間は「自平成25年9月6日(金)至平成25年9月9日(月)」

発行価格等決定日が平成25年9月6日(金)の場合は、上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、平成25年9月17日(火)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社大分銀行 津久見支店	大分県津久見市中央町14番5号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	489,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
ふくおか証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	74,000株	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	37,000株	
計		600,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
537,648,000	13,000,000	524,648,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年8月16日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額524,648,000円については、100,000,000円を平成25年9月の社債の償還に充当し、残額を平成26年9月期及び平成28年9月期に、現在計画中である新倉庫建設資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成25年9月4日(水)から平成25年9月6日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	140,000株	132,269,200	東京都千代田区内幸町1丁目3番3号 あすかDBJ投資事業有限責任組合 100,000株 大分県津久見市 佐藤 智恵子 40,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社である東洋証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成25年8月16日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1. 2. 発行価格等決定日の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1. 2.	自平成25年9月9日(月)至平成25年9月10日(火) (注)3.	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社	(注)4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年9月4日(水)から平成25年9月6日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.taisei-wellnet.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成25年9月17日(火)であります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年9月3日(火)から平成25年9月6日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年9月4日(水)から平成25年9月6日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年9月4日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年9月5日(木) 至 平成25年9月6日(金)」

発行価格等決定日が平成25年9月5日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年9月6日(金) 至 平成25年9月9日(月)」

発行価格等決定日が平成25年9月6日(金)の場合は、上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
東洋証券株式会社	140,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	111,000株	104,870,580	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である東洋証券株式会社が当社株主から111,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.taisei-wellnet.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成25年8月16日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自平成25年9月9日(月) 至平成25年9月10日(火) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	東洋証券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注)1. 株式の受渡期日は、平成25年9月17日(火)であります。

売出価格、申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格、申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、平成25年8月27日現在、証券会員制法人福岡証券取引所に上場されておりますが、平成25年9月17日(火)に株式会社東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、111,000株を上限として東洋証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、東洋証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を平成25年9月17日(火)から平成25年10月4日(金)までの間を行使期間として、上記当社株主より付与されます。

東洋証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、東洋証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成25年10月1日(火)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、証券会員制法人福岡証券取引所又は株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた全ての株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東洋証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

東洋証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東洋証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から東洋証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び証券会員制法人福岡証券取引所又は株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年9月4日(水)の場合、「平成25年9月7日(土)から平成25年10月1日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成25年9月5日(木)の場合、「平成25年9月10日(火)から平成25年10月1日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成25年9月6日(金)の場合、「平成25年9月11日(水)から平成25年10月1日(火)までの間」

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人であるあすかDBJ投資事業有限責任組合及び当社株主である佐藤成一は東洋証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東洋証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は東洋証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東洋証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東洋証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年8月28日（水）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年9月4日（水）から平成25年9月6日（金）までのいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.taisei-wellnet.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、「1. 業績等の推移」から「2. 事業の内容」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

目 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期(2025年度) 第1四半期(2025年4月)
法 規 準 則	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
売上高(千円)	-	-	2,229,127	2,571,784	3,355,117	2,956,823
経常利益(千円)	-	-	49,531	69,608	127,994	232,149
当期(四半期)純利益(千円)	-	-	20,234	21,663	70,641	152,456
包括利益又は当半期包括利益(千円)	-	-	-	21,663	70,641	152,456
純資産額(千円)	-	-	702,315	706,566	772,778	930,791
総資産額(千円)	-	-	1,757,965	2,200,313	2,386,786	2,319,865
1株当たり純資産額(円)	-	-	48,196.26	48,357.34	52,705.10	308.43
1株当たり当(四半)期利益額(円)	-	-	1,388.62	1,486.67	4,847.76	61.51
現在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額(円)	-	-	1,362.90	1,459.13	4,582.94	60.07
自己資本比率(%)	-	-	40.0	32.0	32.2	40.6
自己資本利益率(%)	-	-	2.92	3.08	3.59	17.99
株主収益率(倍)	-	-	20.82	20.17	23.31	15.80
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	39,895	11,120	73,072	277,363
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	△70,049	△128,298	△35,357	△117,161
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	60,463	148,397	△23,925	△149,739
連結財務諸表(期末)当期末額(千円)	-	-	250,417	281,636	295,425	306,867
従業員数(人) (※、期末臨時雇用者数)	- (-)	- (-)	36 (55)	47 (61)	53 (55)	53 (54)

(注) 1. 第12期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は平成26年4月1日付で1株につき200株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の、1株当たり当半期の株主収益率を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、数値については3位数直入の取捨をしております。

目 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期(2025年度) 第1四半期(2025年4月)
法 規 準 則	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1株当たり純資産額(円)	-	-	240.98	241.79	263.53	308.43
1株当たり当(四半期) 期利益金額(円)	-	-	6.94	7.43	24.24	61.51
現在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額(円)	-	-	6.82	7.35	22.92	60.07

(2)提出会社の経営指標等

目 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
法 規 準 則	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
売 上 高(千円)	1,934,022	2,172,131	2,229,180	2,491,260	2,853,456
経 常 利 益(千円)	85,435	53,048	68,463	104,362	122,402
当 期 純 利 益(千円)	48,983	30,551	39,258	55,806	65,004
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資 本 金(千円)	281,875	281,875	281,875	281,875	281,875
前 行 済 株 式 総 数(株)	14,763	14,763	14,763	14,763	14,763
純 資 産 額(千円)	673,149	662,080	721,339	772,762	833,336
純 資 産 額(千円)	1,605,933	1,593,148	1,770,453	1,825,830	1,877,301
1株当たり純資産額(円)	46,897.06	46,807.64	49,501.76	62,900.06	66,860.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	1,000 (-)	- (-)	500 (-)	500 (-)	500 (-)
1株当たり当期純利益金額(円)	3,318.02	2,084.02	2,694.11	3,898.30	4,460.92
期末の総額(株主の総利益)金額(円)	3,219.87	2,037.87	2,644.21	3,852.30	4,217.24
自 己 資 本 比 率(%)	41.9	42.8	40.7	42.2	44.1
自 己 資 本 利 益 率(%)	7.55	4.51	5.60	7.61	8.13
株 籍 収 益 率(倍)	10.58	18.23	10.58	7.69	25.33
配 当 性 向(%)	30.1	-	18.6	12.8	11.2
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	104,762	10,302	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△211,958	△234,607	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	258,899	△59,277	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	503,760	220,118	-	-	-
従業員数(人)	30	33	31	34	36
(※、期末総従業員数)	(45)	(48)	(48)	(59)	(55)

(注) 1. 売上高には、消費税は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益について、第10期から第11期までは関連会社が存在しないため記載しておりません。また、第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期以降においては記載しておりません。

3. 第10期の1株当たり配当額は、記念配当1,000円であります。

4. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

5. 当社は平成25年4月1日付で1株につき200株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の、1株当たり純利益の指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、指標については三層監査法人の監査を受けておりません。

目 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
法 規 準 則	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
1株当たり純資産額(円)	227.99	234.04	247.51	264.50	284.30
1株当たり当期純利益金額(円)	16.59	10.42	13.47	16.49	22.30
第12期決算調整後 1株当たり当期純利益金額(円)	16.11	10.19	13.23	19.27	21.10
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	5.00 (-)	- (-)	2.50 (-)	2.50 (-)	2.50 (-)

売上高



経常利益



当期（四半期）純利益



■ 純資産額・総資産額

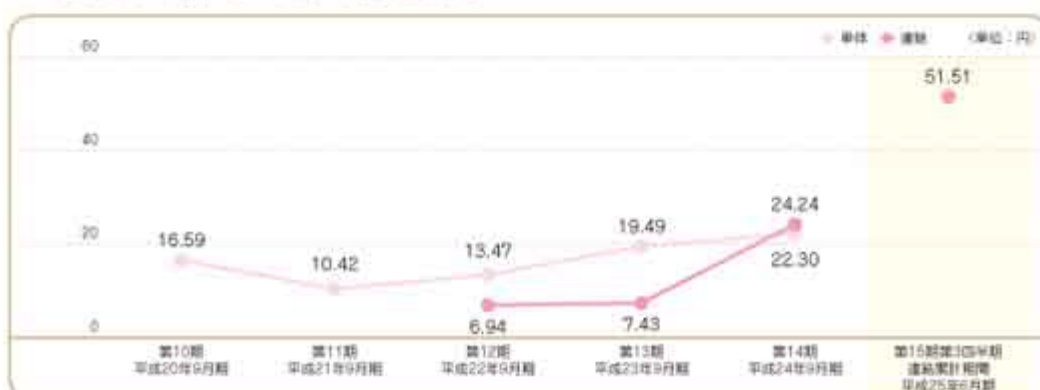


■ 1株当たり純資産額



(注) 当社は平成25年4月1日付で1株につき200株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し調整を行った場合の1株当たり指標を記載しております。

■ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は平成25年4月1日付で1株につき200株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し調整を行った場合の1株当たり指標を記載しております。

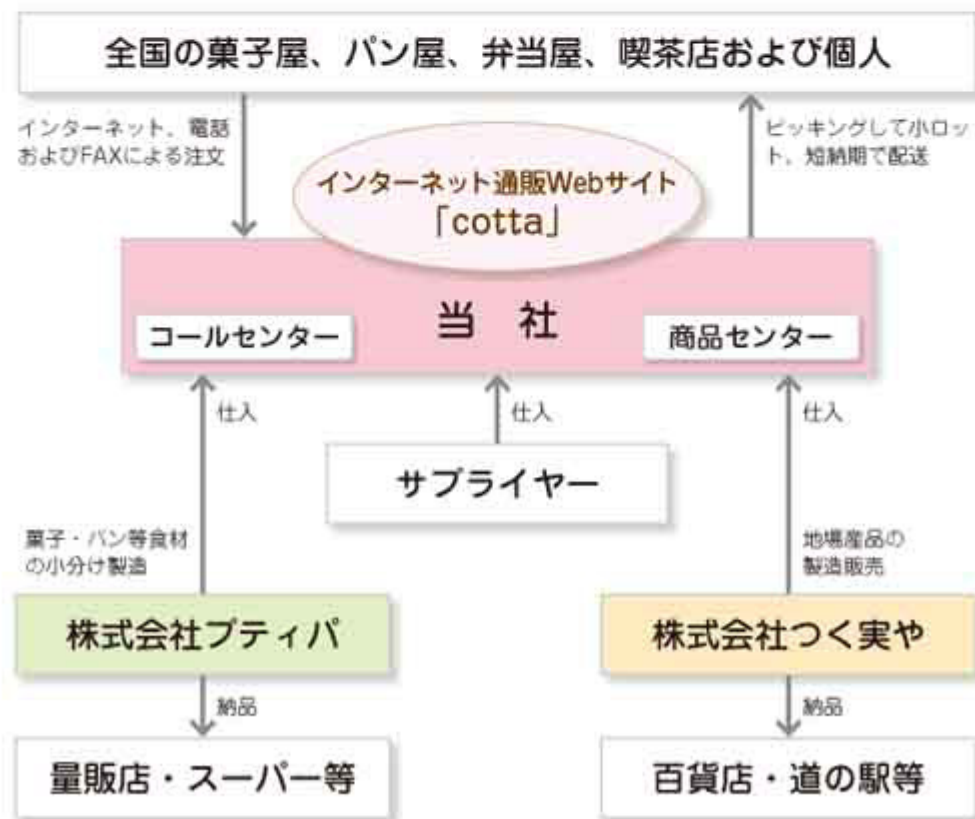
2. 事業の内容

■ 事業の内容

当社グループは、当社および連結子会社2社（株式会社プティバおよび株式会社つく実や）により構成されております。

- ・当社は、菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業を行っております。販売方法は、インターネット、電話およびFAXなどによる通信販売の形態となっておりますが、近年はインターネットの普及に伴い、当社インターネット通販Webサイト「cotta」での受注による売上が約7割を占めるまでになっております。販売先としては、全国の菓子屋、パン屋、弁当屋、喫茶店を中心とした法人向け（BtoB）、お菓子づくりを趣味とした個人向け（BtoC）が主となっております。当社では約2万7千以上の商品アイテムを取扱い、「小ロット」「低価格」「短納期」でお客様にお届けするサービスを行っております。
- ・株式会社プティバは、菓子製造用の食材の製造および販売事業を行っております。当社への商品供給を始め、プライベートブランド商品を含めた量販店への商品供給を行っております。特に、文字や絵が描けるチョコレートペン「デコレーとペン」の販売が拡大しており、現在、多色展開を進めております。
- ・株式会社つく実やは、大分県津久見市にちなんだ菓子等の食品の製造および販売事業を行っております。

（ビジネスモデルの簡略イメージ図）





当社インターネット通販Webサイト「cotta」



<http://www.cotta.jp>



ターゲット	・製菓・製パンに関心の高い20代～40代の女性 ・菓子屋・パン屋・弁当屋・喫茶店などの店舗
法人 個人割合	3：7（平成24年9月期末実績）
客人の男女比	女性9：男性1
月間PV	約839万PV（平成25年2月実績）
月間注文数	約22,000件（平成25年2月実績）
取扱アイテム数	製菓・製パン材料 約2,500アイテム リビング・キッチン雑貨 約25,000アイテム（平成24年9月期末実績）



出荷作業風景



本社・物流センター



TSUKUMIYA
 株式会社つく実や

津久見の美りあつめて、
 つく実や
 この土地にいと
 実りというは
 植物の実だけではなく、
 わかります。
 海の美り、山の美り、物の実り。
 津久見の土地は
 さまざまな実を結びます。

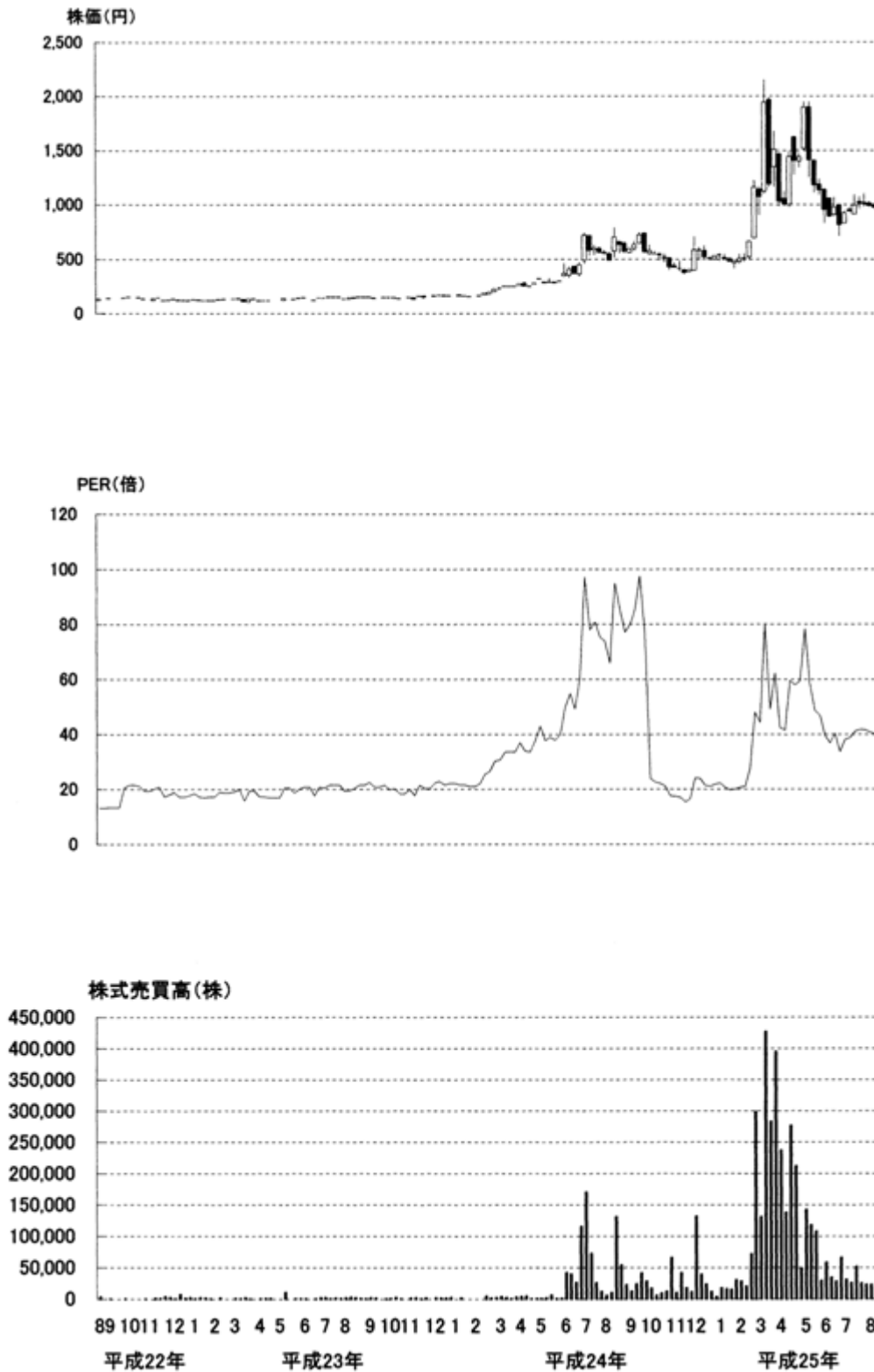
先祖木の時代から作られている
 みかん
 リアス式実干で漬ける
 豊富な海産物
 はたらき者で豊かな人々も
 津久見の美りの一つがもたらさず。

せんり実りき
 大事にあつめて、選んで
 ご紹介するのが「つく実や」です。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年8月23日から平成25年8月16日までの証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1. 当社は平成25年3月31日(日)を基準日として、平成25年4月1日(月)を効力発生日として、普通株式1株を200株に分割しておりますので、株式分割の権利落ち前の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
2. ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を200で除して得た数値を株価としております。
・ 始値と終値の間は箱型、高値と安値の間は線で表しております。
・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
3. P E R の算出は、以下の算式によります。
- $$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純利益}}$$
- 平成22年8月23日から平成22年9月30日については、平成21年9月期有価証券報告書の平成21年9月期の財務諸表()の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。
平成22年10月1日から平成23年9月30日については、平成22年9月期有価証券報告書の平成22年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。
平成23年10月1日から平成24年9月30日については、平成23年9月期有価証券報告書の平成23年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。
平成24年10月1日から平成25年8月16日については、平成24年9月期有価証券報告書の平成24年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。
平成21年9月期までは、連結子会社が存在していないため、連結財務諸表を作成しておりません。
4. 株式売買高については、株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に200を乗じて得た数値を株式売買高としています。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年2月27日から平成25年8月16日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
株式会社ADキャピタル	平成25年1月1日	平成25年3月8日	変更報告書 (注)2	1,000	6.77
佐藤 成一	平成25年3月27日	平成25年4月3日	変更報告書 (注)1・3	1,178,800	38.86
佐藤 智恵子				42,000	1.38

- (注) 1. 佐藤成一及び佐藤智恵子は共同保有者であります。
2. 当該変更報告書は、提出者の名称変更により提出されたものであります。
3. 当該変更報告書は、担保等重要な契約に関する変更により提出されたものであります。
4. 上記大量保有報告書等は関東財務局及び九州財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている証券会員制法人福岡証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第14期)及び四半期報告書(第15期第3四半期)(訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年8月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更、追加及び削除がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更、追加及び削除箇所については_____ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年8月27日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、下記のようなものがあります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありません。

在庫リスクについて

当社グループの主事業である菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業においては、商品を仕入れて、注文の都度、出荷しており、取扱商品の在庫リスクが常に存在しております。当社グループにおいては、販売動向、コールセンター経由での顧客ニーズ、売れ筋情報等を徹底的に分析し、また、戦略的なキャンペーン等による販売計画を慎重に精査し、常に適正在庫を継続できるように務めております。なお、近年の傾向としては、顧客ニーズの多様化に対応するための取扱商品の拡大、ボリュームディスカウントをメリットとする大量仕入により、在庫量が若干、増加傾向にあり、倉庫スペースの確保、商品管理の効率化にも取り組んでおります。

しかしながら、販売分析や需要予測が実際と大きく異なった場合、キャンペーンや販促活動、当社通販サイトやカタログ・広告の効果が十分でなかった場合、在庫管理上の不備が発生した場合は、過剰在庫または在庫不足の発生により、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

売上原価の上昇について

当社グループの主事業である菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業においては、商品の仕入原価は勿論、宅配便等の商品発送費用、ピッキング作業(在庫商品の取り出しおよび発送先ごとの梱包)に要する人件費等が、利益率に影響を与えるため、常に、最適な方法を検討・選択しております。

しかしながら、発送業者での発送料金体系の変更、ピッキング作業の非効率化等が発生した場合は、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの取扱商品またはその製造材料については、海外製造品も多く、原油価格や為替の変動により、当該仕入原価が変動する可能性があります。当社グループにおいては、当該海外製造品については、輸入商社経由で仕入れており、直接的な原価高騰リスクはこれら商社が負っております。

しかしながら、当該リスクを商社で吸収できず、当社グループにおける仕入原価の上昇という形でリスク転嫁された場合、または、販売価格の上昇を余儀なくされ、販売状況の悪化につながった場合は、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

子会社による事業拡張について

当社は、従前、菓子・弁当関連の包装資材や鮮度保持剤の販売事業が主事業でありました。その後、事業の拡張および取扱商品の拡張を図る目的で、平成22年6月には、菓子パン製造用の食材の製造および販売事業を行う子会社として株式会社プティバを新設し、平成23年4月には、菓子等の食品の製造および販売事業を行う株式会社つく実やを子会社化しました。今後も、顧客の潜在ニーズを探り、事業の多様化、取扱商品の拡張を図る目的で、新たな子会社を擁する可能性があります。当社グループとしては、子会社の業務管理には万全を尽くす方針であります。

しかしながら、事業の進捗状況が芳しくなかった場合、また、事業環境の変化、事業計画のミスマッチ、業務管理の悪化等が発生した場合は、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

食材および食品の品質について

子会社の株式会社プティバおよび株式会社つく実やでは、食材および食品を製造しております。したがって、近年、社会的関心を集めている「食の安全性」を確保するために、品質管理の強化、食品衛生法等の関連法令の遵守に取り組んでいく必要があると考えております。

しかしながら、食材および食品の品質の悪化が発生した場合、関連法令の規制が強化された場合は、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電子商取引（EC）を取り巻く事業環境に関するリスク

当社は、菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業において、当社インターネット通販Webサイト『cotta（コッタ）』を介した電子商取引（EC）による受注・販売が事業基盤の主力になっております。それゆえに、当社が今後も成長を続けていくためには、電子商取引（EC）市場の拡大が必要不可欠であります。

当面、当該市場の拡大は続くものと思われませんが、今後、社会構造の変化、インターネット取引のトラブル増加等によりその拡大を阻害する要因が生じた場合は、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

季節要因による業績偏重について

当社グループの上半期においては、クリスマス、バレンタインおよびお花見といった時期を含むため、これらに伴う需要に影響を受ける当社グループといたしましては、業績が季節的な変動を受けて、上半期に偏る傾向があります。今後も同様の理由により業績の偏重が予想されますので、当社グループの業績判断をする際には留意していただく必要があります。

当連結会計年度（第14期）の上半期および下半期の業績推移は、次のとおりであります。

項目	平成24年9月期		
	上半期	下半期	通期
売上高 (千円)	1,905,214	1,449,902	3,355,117
年間比率 (%)	56.8	43.2	100.0
営業利益又は営業損失 (千円)	113,417	20,209	93,208
年間比率 (%)	121.7	21.7	100.0

(注) 上記の売上高には、消費税等は含まれておりません。

― システムの障害について

当社グループの主事業である菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業においては、当社通販サイトにて、インターネットを介して販売する形態が主流であります。社内の基幹システムにおいては、仕入、在庫、顧客情報、注文、決済、出荷、製造等に関する情報が一元管理され、自動処理されております。当社は、今後の情報データの膨大化や複雑化、IT技術の高度化に対応できるよう、また、セキュリティや安定性等を一層向上できるよう、システムの性能および機能の強化に積極的に取り組んでおります。さらに、バックアップや非常事態時のリカバリー体制の構築にも取り組んでおります。

しかしながら、システムの不具合、ダウン等により収益の機会損失が発生した場合、外部からの不正アクセスによるシステムダウン、データ改ざん、情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等が発生した場合は、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 法規制等のリスク

当社の主な受注・販売方法である電子商取引（EC）では、「特定商取引に関する法律」、「不正競争防止法」、「割賦販売法」、「個人情報の保護に関する法律」および「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、食品の製造・表示では、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」および「製造物責任（PL）法」等、様々な法的規制を受けております。

したがって、今後、これら法規制等の強化若しくは新たな法律の制定等によっては、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 個人情報および顧客情報の管理について

当社グループの主事業である菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業においては、個人経営等の菓子店および弁当店が主要顧客であり、最近では、自宅でのお菓子作りブームも背景として、一般個人の顧客も増えております。現在、当社グループが保有する顧客情報および個人情報は約10万件に達しており、今後さらに増加することが予想されます。

当社グループでは、顧客情報および個人情報を経営上の重要な資産と位置づけており、厳格かつ緻密な情報管理に務めております。なお、当社は、平成20年9月にプライバシーマークを取得しており、情報管理教育も積極的に行っております。なお、現在まで、顧客情報および個人情報の悪用または社外流出等の問題は発生しておりません。

しかしながら、今後、役員および従業員等の故意または悪意により、顧客情報または個人情報の悪用または社外流出等が発生した場合は、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 自然災害等のリスク

当社グループの商品センター（物流施設）は大分県津久見市、製造工場は宮崎県宮崎市とそれぞれ1箇所に集中しております。

したがって、大規模な地震等の自然災害および火災等が発生し、当該施設が被害を受けた場合、さらに商品配送のための運送手段の断絶が生じた場合には、物流および製造機能の停止による事業の停止等が考えられ、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 小規模な内部管理組織について

当社グループの従業員数は、当第3四半期連結会計期間末（平成25年6月30日）において137名（パートタイマーを含む。）と少なく、内部管理組織も事業規模に応じて小規模となっております。

今後におきましては、事業の拡大を図る方針ですが、それに伴い、管理水準の低下リスクに対処するために、さらなる人員の投入、個々人の業務能力の向上が必要になってくるものと考えております。

しかしながら、人員の投入、個々人の業務能力の向上がタイムリーに行えなかった場合は、当社グループの経営全般に影響を及ぼす可能性があります。

― 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長である佐藤成一は、当社の創業者であり、当社グループの主要事業である菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業において、事業推進に中心的な役割を果たしております。また、経営方針、営業方針および財務戦略等の意思決定についても、同氏の判断が大きく影響しております。当社グループとしては、同氏に対する過度の依存は継続企業としてのリスクと捉えており、今後は、権限委譲や組織的活動の推進、人材の育成等により、当該リスクを軽減していく必要があると考えております。

しかしながら、現時点において、同氏は当社グループにとって余人をもって代えがたい存在であり、同氏に対する依存度は依然高いものといえます。そのため、同氏が何らかの事由により経営活動が行えない場合、現在の地位から退いた場合は、当社グループの経営全般に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権について

当社グループにおいては、取締役および従業員に対するインセンティブ報酬を目的として、また、取引先に対する関係強化を目的として、新株予約権を付与しております。また、当社グループは、今後とも取締役および従業員のモチベーション向上、優秀な人材の確保および取引先との関係強化を積極的に進めるため、新株予約権を活用していく予定であります。なお、当連結会計年度末の未行使残高は未確定を含めて997個(対応する株数は997株)であり、発行済株式総数に対する割合は6.7%(発行済株式総数に当該潜在株式を加えた株数に対する割合は6.3%)となっております。

そのため、新株予約権が将来において行使され、当社株式の市場価格が権利行使価格を上回る場合は、1株当たり指標が希薄化し、市場価格が低下する可能性があります。(当該項目は削除)

― 関連当事者取引について

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 鳥繁産業	大分県津久見市	40,000	脱酸素剤、保冷剤等の製造販売	なし	商品の販売及び購入	販売手数料の受取(注)2	9,798	売掛金	985
							当社商品の販売(注)2	5,159		
							協賛金の受取(注)2	10,095	-	-
							商品の仕入(注)2	169,645	買掛金	12,201

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	佐藤 成一 (注) 2	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 36.2	債務被保証担保提供	債務被保証及び担保提供の受入(注) 4、5	27,852	-	-
	佐藤 智恵子 (注) 3	-	-	当社代表取締役佐藤成一の配偶者	(被所有) 直接 1.4	担保提供	担保提供の受入(注) 5	25,099	-	-

(注) 1. 上記の取引金額は、期末借入金残高及び未經過リース料期末残高を記載しており、消費税等は含まれておりません。

2. 佐藤成一は当社の主要株主であり、上記取引は主要株主との取引にも該当しております。

3. 佐藤智恵子は当社の主要株主の近親者であり、上記取引は主要株主及びその近親者との取引にも該当しております。

4. 連結子会社(株)つく実やの銀行借入及びリース契約に対して、佐藤成一が債務保証を行っております。なお、これに係る保証料の支払いは行っておりません。

5. 連結子会社(株)つく実やの銀行借入に対して、佐藤成一、佐藤智恵子より土地及び建物（共有名義）の担保提供を受けております。なお、これに係る担保提供料の支払いは行っておりません。

一 有利子負債への依存について

当社グループにおいては、設備投資、運転資金等使途として、有利子負債を有しております。当第3四半期連結会計期間末（平成25年6月30日）における有利子負債の残高は1,022,468千円（リース債務を含む。）であり、総資産に占める割合は44.1%となっております。当社グループは、合理的かつ実行可能な資金計画に基づき、円滑な有利子負債の弁済に努めてまいります。

しかしながら、今後の金融政策の動向、市場金利の相場、当社グループに対する格付信用力の低下によっては、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年8月27日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成24年12月25日現在の資本金 (千円)	増加額(千円)	平成25年8月27日現在の資本金 (千円)
281,875	6,848	288,724

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月27日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年12月26日に臨時報告書を九州財務局長に提出しております。その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第14期（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）計算書類承認の件

第2号議案 剰余金処分の件 期末配当は当社普通株式1株につき金500円00銭

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として、野村弘の1名を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、石井潤吉の1名を選任するものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、三優監査法人を選任するものであります。

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

第8号議案 監査役の報酬額改定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可否要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	8,218	4	0	（注）1	可決 （85.48%）
第2号議案	8,195	27	0	（注）1	可決 （85.24%）
第3号議案	8,215	7	0	（注）2	可決 （85.45%）
第4号議案	8,202	20	0	（注）3	可決 （85.31%）
第5号議案	8,207	15	0	（注）3	可決 （85.37%）
第6号議案	8,202	20	0	（注）1	可決 （85.31%）
第7号議案	8,193	29	0	（注）1	可決 （85.22%）
第8号議案	8,188	34	0	（注）1	可決 （85.17%）

（注）1 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の2分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成24年12月25日 九州財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第14期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成25年1月28日 九州財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第14期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成25年6月17日 九州財務局長に提出
四半期報告書	(第15期第3四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 九州財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月13日

株式会社タイセイ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 吉川 秀 嗣 印

業務執行社員 公認会計士 大神 匡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイセイの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タイセイ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月22日

株式会社タイセイ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 吉川 秀 嗣 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大神 匡 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 タイセイの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 タイセイ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 タイセイの平成24年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 タイセイが平成24年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月22日

株式会社タイセイ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 吉川 秀 嗣 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大神 匡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 タイセイの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 タイセイの平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。